

令和6年度個人住民税の定額減税について

対象となる方

- **令和6年度の個人住民税に係る合計所得金額が1,805万円以下の納税義務者**
(給与収入のみの場合は給与収入2,000万円以下。)
※ただし、以下に該当する方は対象外となります。
 - ・個人住民税が非課税
 - ・個人住民税が均等割のみ課税

定額減税額（特別控除額）

- **納税者本人の定額減税（特別控除）の額は、次の金額の合計額です。**
 - ・納税者本人・・・1万円
 - ・控除対象配偶者または扶養親族（国外居住者は除く）・・・1人につき1万円
※その合計額が個人住民税額の所得割を超える場合は、所得割の額を限度とします。
※控除対象配偶者を除く同一生計配偶者につきましては、令和7年度分の所得割の額から1万円が控除される予定です。
- **所得税の定額減税（対象者1名につき3万円）につきましては国税庁ホームページ（下記QRコード）をご参照ください。**

特別控除の実施方法

● 給与からの特別徴収（給与天引き）の場合

令和6年6月分の給与天引きを行わず、特別控除後の税額を11分割し、令和6年7月分～令和7年5月分まで給与天引きを行います。

※定額減税（特別控除）の対象とならない方については通常通りの徴収方法となります。

● 普通徴収（納付書や口座振替等）の場合

第1期分の税額から特別控除を行い、控除しきれない部分の金額については第2期以降の税額から順次控除を行います。

● 公的年金等からの特別徴収（年金天引き）の場合

令和6年10月支払分の年金より年金天引きされる税額から、特別控除を行い、控除しきれない部分の金額については12月支払分以降の税額から順次控除を行います。

※ただし、令和6年度の個人住民税において、初めて公的年金等に係る所得から特別徴収される場合、もしくは、令和5年度の個人住民税において、年度途中の税額変更等により公的年金からの特別徴収が途中で停止してしまった場合は、令和6年4月～8月分は公的年金からの特別徴収ではなく、第1期分及び第2期分の普通徴収として納付書が届きます。上記の場合は普通徴収の場合と同様、第1期分の税額から控除し、第1期分で控除しきれない場合は、第2期分の税額から順に控除します。それでも控除しきれない場合は、令和6年10月の公的年金からの特別徴収税額から控除します。

お問合せ先

● 個人住民税に係る定額減税

課税される市町村役場へお尋ねください

● 所得税に係る定額減税

個別相談 所轄の税務署へお尋ねください

給与支払者 国税庁定額減税コールセンター 0570-02-4562

所得税の定額減税については

こちら

(定額減税特設サイト→)

